運　営　規　程

特別養護老人ホーム　サンタハウス弘前

特別養護老人ホーム　サンタハウス弘前
運　営　規　程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人弘前豊徳会が設置する特別養護老人ホームサンタハウス弘前（以下「施設」という。）において実施する指定地域密着型介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要介護状態にある入居者に対して適正な介護サービスを提供することを目的とする。

（運営方針）

第２条　施設は、地域密着型施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

２　施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（施設の名称等）

第３条　事業を行う施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

（１）名　称　　特別養護老人ホーム　サンタハウス弘前

（２）所在地　　青森県弘前市大字大川字中桜川１８番地１０

（利用定員）

第４条　施設は、その利用定員を２９名とする。（ユニット型個室　２９名）

２　ユニット数及びユニットごとの入居定員は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）ユニット数　　３ユニット

（２）ユニットごとの入居定員　　１ユニット：１０名

２ユニット：１０名

３ユニット：　９名

３　施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。

（職員の職種・員数及び職務の内容）

第５条　施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者　１名（常勤）

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に

事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

（２）医師　１名　（非常勤）

入居者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

（３）生活相談員　１名以上　（常勤）

入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又は身元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

（４）看護職員　２名以上　（常勤・非常勤）

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

（５）介護職員　１０名以上　（常勤・非常勤）

入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

（６）管理栄養士　１名　（本体施設と兼務）

入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

（７）機能訓練指導員　１名以上　（常勤）

入居者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。

（８）介護支援専門員　１名以上　（常勤）

地域密着型施設サービス計画を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

（９）事務員　１名以上　（常勤）

施設の庶務及び会計事務に従事する。

２　前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の内容）

第６条　施設で行う指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の内容は次のとおりとする。

（１）地域密着型施設サービス計画の作成

（２）介護

（３）食事

（４）相談及び援助

（５）社会生活上の便宜の提供等

（６）機能訓練

（７）栄養管理

（８）口腔衛生の管理

（９）健康管理

（利用料等）

第７条　指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、

介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入居者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

２　施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

（１）食事の提供に要する費用

１，５４５円／日（朝４５４円、昼５６６円、夕５２５円）

（２）居住に要する費用　　２，０６６円／日

（３）特別な食事の提供に要する費用　　実費

（４）ヘアーカット代　　２，７００円／回

（５）前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。

３　前項（１）及び（２）については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

４　前３項の利用料等の支払いを受けたときは、入居者又はその家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付するものとする。

５　指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、同意を得ることとする。

６　法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に交付するものとする。

（要介護認定に係る援助）

第８条　施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

２　施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（入退居に当たっての留意事項）

第９条　施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を提供するものとする。

２　施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会

等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

３　施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第５条に定める従業者の間で協議し、定期的に検討するものとする。

４　施設は、入居者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及びその家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

５　施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

（入居者の入院期間中の取扱い）

第１０条　施設は、入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね３ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居することができるようにする。

２　入居者の入院期間中において、居室が入居者のために確保されている場合には、居住費に係る利用料金を入居者が負担する。

（記録の整備）

第１１条　施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

２　入居者に対するサービス提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

（１）施設サービス計画

（２）第６条に規定する提供した具体的サービス内容等の記録

（３）第１３条第９項 に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

（４）第１８条に規定する苦情の内容等の記録

（５）第２１条 に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

（施設サービス計画の作成）

第１２条　管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

２　介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて

施設サービス計画上位置付けるよう努める。

3　介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適当な方法により、入居者について、その有する能力、置かれている環境等の評価を通じて、入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4　介護支援専門員は、サービスの提供に際して、管理栄養士と連携し、施設サービス計画に併せて栄養ケア計画を入居者又は家族に説明する。

5　介護支援専門員は、第３項および第４項に規定する解決すべき課題の把握に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。

　このため、介護支援専門員は面接技法等の研鑽に努める。

6　介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標達成時期、内容、留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。

7　介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。

8　介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得なければならない。

9　介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付しなければならない。

１０　介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握、解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行わなければならない。

１１　介護支援専門員は、前項に規定するモニタリングに当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、次に定めるところにより行う。

（１）定期的に入居者に面接する。

（２）定期的にモニタリングの結果を記録する。

１２　介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者による専門的な見地から意見を求めなければならない。

（１）　入居者が要介護更新認定を受けた場合。

（２）　入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。

（施設サービスの取り扱い方針）

第１３条　施設は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするために、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われる。

２　施設サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行われる。

３　施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。

４　施設サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。

５　施設の従業者は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供について、理解しやすいように説明を行う。

６　施設は、施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等行わない。

７　施設の管理者及び従業者は、身体拘束廃止を実現するために正確な事実確認を持つ。そのため、施設の管理者は、都道府県等が行うシンポジウム等に参加し、又は従業者を参加させるなど従業者の意思啓発に努める。

８　施設の管理者は、管理者及び各職種の従業者で構成する「身体拘束ゼロ対策委員会」などを設置し、施設全体で身体拘束廃止に取り組むとともに、改善計画を作成する。

９　施設は、第６項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

１０　施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

（非常災害対策）

第１４条　施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（衛生管理等）

第１５条　施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

２　施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる

措置を講じるものとする。

（１）施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げるもののほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

（協力病院等）

第１６条　施設は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定める。

（１）サンタハウスクリニック　弘前市大字大川字中桜川１９番地１

（２）弘愛会病院　弘前市大字宮川三丁目１番地４

（３）ときわ会病院　南津軽郡藤崎町大字榊字亀田２番地１

（４）その他の医療機関

板柳中央病院　北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井７４番地２

藤代健生病院　弘前市藤代２丁目１２番地１

弘前小野病院　弘前市大字和泉二丁目１９番地１

２　施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

代官町クリニック　吉田歯科　弘前市大字代官町１０８番地

（個人情報の保護）

第１７条　施設は、入居者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　施設が得た入居者又は家族の個人情報については、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入居者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（苦情処理）

第１８条　施設は、提供したサービスに係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

２　施設は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の

物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入居者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

３　施設は、提供したサービスに関する入居者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第１項第３号の調査に協力するとともに、国民健康保険　団体連合会からの同号の指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

（地域との連携等）

第１９条　施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

２　施設は、そのサービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、施設が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね２月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

３　事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第２０条　施設は、サービス提供を行っているときに、入居者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第２１条　施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

（１）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する

（２）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する

（３）事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　施設は、入居者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

３　施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

４　施設は、入居者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待防止に関する事項）

第２２条　施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

（２）虐待防止のための指針の整備

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第２３条　施設は、入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

２　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第２４条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で

早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（勤務体制の確保）

第２５条　施設は、入居者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　施設は、施設ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、介護職員及び看護職員等の配置、管理者との兼務関係等を明確にする。

３　第１項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

４　施設は、当該施設の従業者によってサービスを提供しなければならない。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

５　施設は、従業者に対して、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（職員の服務規程）

第２６条　職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

（１）入居者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもってサービスを提供する。

（２）常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。

（３）お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛ける。

（職員の勤務条件）

第２７条　職員の就業に関する事項は、別に定める当法人の就業規則による。

（職員の健康管理）

第２８条　職員は、この施設が行う年１回の健康診断を受診すること。ただし、夜勤に従事する者は、年２回の健康診断を受診しなければならない。

（その他運営に関する留意事項）

第２９条　施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

（１）採用時研修　採用後１ヵ月以内

（２）継続研修　　年２回

２　従業者は業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を保持する。

３　事業者は従業者が在職中のみならず退職後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じるものとする。

４　施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に関する記録を整備するとともに、弘前市の条例に定める期間、当該記録を保存するものとする。

６　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人弘前豊徳会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

この規程は、令和５年１０月１日から施行する。

この規程は、令和６年４月１日から施行する。

この規程は、令和６年５月２３日から施行する。

この規程は、令和６年８月１日から施行する。

この規程は、令和７年４月１日から施行する。

この規程は、令和７年１１月１日から施行する。

この規程は、令和８年４月１日から施行する。

この規定は、令和８年６月１日から施行する。

この規定は、令和８年８月１日から施行する。

この規定は、令和８年１１月１日から施行する。

別表第１

特別養護老人ホームサンタハウス弘前

区　　分		金　　額		
ユニット型介護保険施設サービス費(Ⅰ)(ｉ) ※記載の料金は１割負担の方の料金です。 入居者の負担割合に応じて料金は変動します。		要　介　護　1	日　額	６８２円
		要　介　護　2	日　額	７５３円
		要　介　護　3	日　額	８２８円
		要　介　護　4	日　額	９０１円
		要　介　護　5	日　額	９７１円
	加算	若年性認知症入所者受入加算	１日につき	１２０円
		外泊時費用	１日につき	２４６円
		外泊時在宅サービス利用費用		５６０円
		サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	１日につき	２２円
		サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	１日につき	１８円
		サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	１日につき	６円
		夜勤職員配置加算（Ⅰ）イ	１日につき	４１円
		夜勤職員配置加算（Ⅱ）イ	１日につき	４６円
		夜勤職員配置加算（Ⅲ）イ	１日につき	５６円
		夜勤職員配置加算（Ⅳ）イ	１日につき	６１円
		ADL維持等加算（Ⅰ）	１月につき	３０円
		ADL維持等加算（Ⅱ）	１月につき	６０円
		栄養マネジメント強化加算	１日につき	１１円
		経口移行加算	１日につき	２８円
		経口維持加算（Ⅰ）（注１）	１月につき	４００円
		経口維持加算（Ⅱ）	１月につき	１００円
		療養食加算	１日につき	１８円
		口腔衛生管理加算Ⅰ		９０円
		口腔衛生管理加算Ⅱ		１１０円
		看取り介護加算Ⅰ１（死亡日以前３１日以上４５日以下）	１日につき	７２円
		看取り介護加算Ⅰ２（死亡日以前４日以上３０日以下）	１日につき	１４４円
		看取り介護加算Ⅰ３（死亡日前日及び前々日）	１日につき	６８０円
		看取り介護加算Ⅰ４（死亡日）	１日につき	１，２８０円
		看取り介護加算Ⅱ１（死亡日以前３１日以上４５日以下）	１日につき	７２円
		看取り介護加算Ⅱ２（死亡日以前４日以上３０日以下）	１日につき	１４４円
		看取り介護加算Ⅱ３（死亡日前日及び前々日）	１日につき	７８０円
		看取り介護加算Ⅱ４（死亡日）	１日につき	１，５８０円
		科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	１月につき	４０円
		科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	１月につき	５０円
		初　期　加　算（注２）	１日につき	３０円
		看護体制加算（Ⅰ）	１日につき	１２円
		看護体制加算（Ⅱ）	１日につき	２３円
		安全対策体制加算	１回につき	２０円
		排せつ支援加算（Ⅰ）	１月につき	１０円
		排せつ支援加算（Ⅱ）	１月につき	１５円
		排せつ支援加算（Ⅲ）	１月につき	２０円
	加算	日常生活継続支援加算	１日につき	４６円
		在宅・入所相互利用加算	１日につき	４０円
		自立支援促進加算	１月につき	２８０円
		褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	１月につき	３円
		褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	１月につき	１３円
		再入居時栄養連携加算	１回につき	２００円
		退所時栄養情報連携加算	月に１回程度	７０円
		生活機能向上連携加算（Ⅰ）	１月につき	１００円
		生活機能向上連携加算（Ⅱ）	１月につき	２００円
		生活機能向上連携加算（Ⅱ）	１月につき（個別機能訓練加算算定の場合）	１００円
		認知症専門ケア加算（Ⅰ）	１日につき	３円
		認知症専門ケア加算（Ⅱ）	１日につき	４円
		認知症チームケア推進加算（Ⅰ）	１月につき	１５０円
		認知症チームケア推進加算（Ⅱ）	１月につき	１２０円
		認知症行動・心理症状緊急対応加算	１日につき（７日間限度）	２００円
		口腔衛生管理加算Ⅰ	１月につき	９０円
		口腔衛生管理加算Ⅱ	１月につき	１１０円
		特別通院送迎加算	１月につき	５９４円
		退居前訪問相談援助加算・退居後訪問相談援助加算	１日につき	４６０円
		退所時相談援助加算	１回限り	４００円
		退所前連携加算	１回限り	５００円
		退所時情報提供加算	１回限り	２５０円
		協力医療機関連携加算１(注３)	１月につき	１００円
		協力医療機関連携加算２	１月につき	５円
		在宅復帰支援機能加算	１日につき	１０円
		個別機能訓練加算（Ⅰ）	１日につき	１２円
		個別機能訓練加算（Ⅱ）	１月につき	２０円
		個別機能訓練加算（Ⅲ）	１月につき	２０円
		配置医師緊急時対応加算１	配置医師の勤務時間外	３２５円
		配置医師緊急時対応加算２	早朝(６：００～８：００)夜間(１８：００～２２：００)	６５０円

	配置医師緊急時対応加算３	深夜(２２：００～６：００)		１，３００円
	常勤医師配置加算	１日につき		２５円
	精神科医療養指導加算	１日につき		５円
	障害者生活支援加算Ⅰ	１日につき		２６円
	障害者生活支援加算Ⅱ	１日につき		４１円
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）	１月につき		１０円
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	１月につき		５円
	新興感染症等施設療養費	月５日限度		２４０円
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	１月につき		１００円
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	１月につき		１０円
	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	介護報酬総単位数×サービス別加算率（１７．６%）<１単位未満の端数四捨五入>		
食事代（実費）	第１段階	日額		３００円
	第２段階	日額		３９０円
	第３段階①（年金収入等８２．６５万円超１２０万円以下の場合）	日額		６８０円
	第３段階②（年金収入等１２０万円超の場合）	日額		１，４２０円
	第４段階	日額		１，５４５円
	尚、１日の食費の内訳は以下のとおりとする。			
	（朝食）	日額		４５４円
	（昼食）	日額		５６６円
	（夕食）	日額		５２５円
居住費	第１段階	日額		８８０円
	第２段階	日額		８８０円
	第３段階①（年金収入等８２．６５万円超１２０万円以下の場合）	日額		１，３７０円
	第３段階②（年金収入等１２０万円超の場合）	日額		１，４７０円
	第４段階	日額		２，０６６円
入居者が選定する特別な食事				実費
おやつ代（飲料代含む）		日額		２３０円
日用品費		日額	（注４）	２００円
その他の日常生活費	（１）テレビ貸出料	日額		２１０円
	（２）冷蔵庫貸出料	日額		１１０円
	（３）テレビ電気料	日額	（注５）	３３円
	（４）冷蔵庫電気料	日額		６４円
	（５）その他の電気料	日額	（注６）	別途請求
教養娯楽費	（１）行事の材料費			実費
	（２）拝観料等の見学費・外出時の燃料費			実費
ヘアカット代		１回につき		２，７００円
	寝たきりの方のベッド上で施術　居室の方	１回につき		３，２００円
	但し、電気カミソリによる顔剃りも行った場合	１回につき		３，２００円
健康管理費	インフルエンザ予防接種費用	１回につき		実費
文書作成料	死亡診断書（死亡届）作成料	１通につき		３，３００円
	各種証明書作成料	１通につき		３３０円
預り金の出納管理費用		月額		３００円
口座振替手数料		月額		１１０円
後援会会費（任意）		月額		５００円
買い物代行料		１回につき	（注７）	実費
複写物交付費		１枚につき	（注８）	１０円
設備・備品等修繕費			（注９）	実費

注１）　経口移行加算及び経口維持加算(Ⅰ)並びに経口維持加算(Ⅱ)、療養食加算については、医師の指示があった場合のみ加算いたします。

注２）　初期加算は、入居した日から換算して３０日以内の期間について加算いたします。

注３）　相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携している場合に加算いたします。

注４）　日用品費には、シャンプー、リンス、タオル、バスタオル、おしぼり、洗顔石鹸、ティッシュペーパー、シェービング用品、ボディソープ、トイレットペーパーが含まれますが、ご希望により要否を選択可能です。

注５）　テレビ、冷蔵庫の持ち込みの場合は、電気料のみの請求となります。

注６）　その他家電製品を持ち込みの場合、別途計算により請求となります。

注７）　買い物代行を施設職員へ依頼する場合は、施設前の下大川バス停留所から、目的地の最寄のバス停留所までの往復運賃を請求いたします。

注８）　入居者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費を請求いたします。

注９）　故意又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備、備品を壊したり、汚したりした場合には、入居者又はご家族等に説明をし同意の上、自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価を請求する場合があります。